

議 事 録

令和6年4月10日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室	13:30～16:00
会議名	第10回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 大田 藤室 松永 川口(一) 中原	
	福岡 田中 池町 福地 山本 稲森 西尾 橋本 折戸 喜多 西口	
	喜久永	(計23名)
	川口(貞)	
欠席者	西田 吉岡	
事務局	福山 林 小林 矢野 岡嶋 北田	
議 事		
議 長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会、第10回総会を開催します。	
議 長	それでは総会の成立報告を事務局に求めます。	
事務局	出席委員は総数24名中23名で、農業委員会等に関する法律による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告いたします。	
議 長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。	
一 同	異議なし。	
議 長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は、21番の喜多委員、22番の西口委員にお願いします。 本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議 長	それでは、只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、報告第3号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、いずれも報告案件ですので一括して報告いたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明します。賃貸借の合意解約がなされ、報告件数27件、筆数は田47筆、畑3筆、面積は合計97,291㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」説明します。無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数4件、筆数は田6筆、面積は合計5,489㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第3号「農地利用状況調査に係る非農地判断について」説明します。昨年、各地区で回っていただきました農地利用状況調査(農地パトロール)で、赤色に塗っていただいた箇所につきまして、再度事務局で現地を確認し、土地改良事業に基づく換地処分されている農地を除き、現地が農地と言えない状態であることが確認できた農地につきまして、今回の総会にて報告するものです。田98筆55,005.75㎡、畑131筆42,316㎡、合計229筆、97,321.75㎡について非農地と判断しました。なお、法務局へ関係データを送付し、3月29日付をもって地権者に対して非農地通知を郵送した旨報告します。	
議 長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。	
議 長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、報告第3号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、報告のとおりご承知おきください。	

議 長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～12について、事務局は説明してください。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。総会資料14ページをご覧ください。No.1、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は186aで、農作業歴30年で、本人が農作業に常時従事しています。農機具は田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、を保有しています。申請地は譲受人の自宅の南西に隣接する現状畑で、すでに譲受人が耕作管理しており、今後も効率的に耕作できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.2、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は430aで、農作業歴5年で、本人が常時従事します。住所は西宮市ですが大内に住居と農業用倉庫を所有しており、農機具は田植機1台、トラクター1台、コンバインを1台を保有しています。申請地は譲受人の所有地に隣接し、町合わせされて一体的に譲受人が耕作中のため、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.3、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の伊賀市での耕作面積は0aのため、営農計画書が提出されています。譲受人の農作業歴は20年で、母とともに常時従事します。作付け予定はジャガイモ等の野菜を予定しています。譲渡人が87歳と高齢となり、管理しきれなくなったため遠縁である譲受人に譲渡することになった次第で、譲受人は名張市に居宅を所有し、農機具は申請地近くにある譲渡人の農業用倉庫に耕運機と草刈り機を保管しています。また譲渡人の農機具も今後譲り受ける予定であり、効率的に耕作できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は242aで、譲受人の農作業歴は20年で、本人が常時従事しています。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、耕運機をそれぞれ1台を所有しています。作付け予定はホウレンソウやニンジン等の野菜を予定しています。譲受人の住所地が諏訪で耕作地が主に小田町であることから、本農地を取得に至った経緯について確認したところ、譲受人は現在の生産物等の格納庫が不足しているため物件を探していたところ、知り合いである譲渡人が所有する空き家が申請地の隣接にあり、倉庫として活用できることから、当該農地と合わせて購入することになった次第です。以上の取得に至った経緯および空き家を倉庫として利用し当該畑について効率的に管理していく旨の文書も提出されており、問題ないと認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aのため、営農計画書が提出されています。農機具は今後小型の耕運機を購入予定です。作付けは自家消費用のハーブなどを予定しています。譲受人は申請地の南に隣接する宅地を購入し自宅を建築することから効率的に耕作できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の伊賀市での耕作面積は0aで、取得地が農用地であるため、去る4月3日に新規営農面談を行い、新規営農者として問題ないことを確認いただいたところです。代表取締役の農作業歴は5年で、取締役5名のうち3名が常時従事しています。農機具はお茶刈り樹4台を所有し、トラクター、田植え機、コンバイン、籾摺機、バックホウ、2トンダンプを役員名義でそれぞれ1台保有しています。申請法人は、平成29年に主にお茶の生産加工販売、観光農園、農家民泊の経営を事業として設立され、現在南山城村で活動を行っており、農地所有適格法人として認められていること確認しております。今後の事業としてゆずの生産を計画しており、土地を探していたところ、伊賀市〇〇の区長でもある代表取締役が人づてで当該地の紹介があり、契約に至った次第です。ゆずの生産は初めてではありますが、当該地の管理のため新たに役員に迎える予定であり、効率的に耕作できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.7、詳細は議案書のとおりです。現在、譲受人の耕作面積は6aで、取得後は7aとなり、農作業歴は本人が30年で常時従事されています。申請地は以前より譲受人が管理していたことから今回の申請に至ったものであり、農機具はトラクター、耕うん機を各1台所有され、申請地では野菜を耕作される予定です。申請地は譲受人の自宅から道を挟んで向かいにあり、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8、詳細は議案書のとおりです。現在、譲受人の耕作面積は13aで、取得後は27aとなり、農作業歴は本人、妻ともに40年で常時従事されています。農機具は耕うん機、種まき機(手押しタイプ)を各1台所有され、申請地では大豆を耕作される予定です。申請地は自宅から5分であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9、詳細は議案書のとおりです。現在、譲受人の耕作面積は73aで、取得後は82aとなり、農作業歴は本人が30年で常時従事されています。申請地は以前より譲受人が水稻を耕作していたことから今回の申請に至ったものであり、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を各1台所有し、申請地では今後も水稻を耕作される予定です。申請地は自宅から1分であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.10、詳細は議案書のとおりです。現在、譲受人の耕作面積は637aで、取得後は646aとなり、農作業歴は本人が20年で常時従事されています。申請地は、譲渡人が管理していくことが困難なことから譲受人に申し出て山林と交換することになったものです。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では水稻を耕作される予定です。申請地は自宅から3kmで、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.11、詳細は議案書のとおりです。現在、譲受人の耕作面積は68aで、取得後は82aとなり、農作業歴は本人が30年で常時従事されています。申請地に隣接する譲受人の農地と割り田になっていることから既に譲受人が耕作しているものであり、農機具はトラクター、田植機を各1台、コンバイン、耕うん機を各2台所有し、申請地では水稻を耕作される予定です。申請地は自宅から600mであることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.12、詳細は議案書のとおりです。現在、譲受人の耕作面積は9aで、取得後は12aとなり、農作業歴は本人が60年で常時従事されています。申請地に隣接する譲受人の農地と割り田になっていることから既に譲受人が耕作しているものであり、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を各1台所有し、申請地では水稻を耕作される予定です。申請地は自宅から1kmであることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議 長	只今の説明に関連して、花之木地区、花垣地区、河合地区、鞆田地区、依那古地区、柘植地区、西柘植地区、壬生野地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
門口委員	No.1、No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
中原委員	No.3について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
福地委員	No.4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
山本委員	No.5、No.6について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
藤室委員	No.7、No.8について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
福岡委員	No.9について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。

田中委員	No.10、No.11について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
池町委員	No.12について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～12について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.1～12について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～12については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第1号No.13～22について、事務局は説明してください。
事務局	No.13、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は45aとなります。農作業歴は本人が30年、妻が20年農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機1台、トラクター2台、コンバイン1台所有されており、取得後は野菜を耕作されます。申請地も自宅から徒歩5分程度と近隣であり、周辺も耕作されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.14、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は887aとなります。農作業歴は本人が35年、妻が25年、子が10年、子の妻が5年農業に従事しております。農機具は、田植え機1台、トラクター2台、コンバイン2台、乾燥機2台、籾摺機1台を所有されており、取得後は水稻を耕作されます。申請地は割田で以前から譲受人が耕作していること、また、自宅から徒歩で3分程度と近隣であり、周辺も多数耕作されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.15、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は2,547aです。この法人の農業従事者は5名です。農機具は大型トラクター、プラウ、草刈り機などを所有されており、取得後は、競走馬用の牧草を栽培します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.16、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は136aです。譲受人の農作業歴は45年で、本人と長男が従事されています。農機具はトラクター、田植機、消毒噴霧器、草刈機などを各1台所有されており、取得後は柿を栽培されます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.17、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は61aです。譲受人の農作業歴は13年で、本人、妻、子が従事されています。農機具はトラクター、耕運機、田植機、コンバインなどを各1台所有されており、取得後は水稻を栽培されます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.18、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は326aです。譲受人の〇〇さんは、名張市と伊賀市で水稻や野菜を栽培されています。農作業歴は4年で、本人が従事されています。農業機械はトラクターなどを備えています。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.19、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人は新規就農者で、自宅横の畑を購入し野菜などを作付けされます。農機具は耕運機、草刈り機などを所有されています。取得後は野菜を栽培されます。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.20、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は8aです。譲受人の農作業歴は62年で、本人、妻が従事されています。農機具は耕運機2台を所有されており、取得後は野菜を栽培されます。なお、申請農地にかかる借受人はありません。
事務局	No.21、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は389aです。譲受人の農作業歴は40年で、本人、妻、父母が従事されています。農機具は田植機、コンバイン各1台、トラクター3台を所有されており、取得後は水稻と野菜を栽培されます。なお申請農地にかかる借受人はありません。なお、本日担当地区の農業委員は欠席されていますが、現地立会時に特に問題はない旨のご意見を頂戴しております。
事務局	No.22、詳細は議案書のとおりです。現在、譲受人の耕作面積は129aで、取得後は136aとなり、農作業歴は本人が10年、父が40年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有し、申請地では水稻を耕作される予定です。申請地は自宅から1kmであることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお、申請農地にかかる借受人はありません。
議 長	只今の説明に関連して、山田地区、猪田地区、阿保・上津地区、種生地区、久米地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
西尾委員	No.13、No.14について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
川口委員	No.15からNo.17について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
折戸委員	No.18、No.19について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
喜多委員	No.20について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
玉岡委員	No.22について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.13～22について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.13～22について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.13～22は原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号について、事務局は説明してください。

事務局	議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。総会資料16ページをご覧ください。 No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は、朝屋の特別養護老人ホーム〇〇の東約400mほどの集落内の土地で、周囲の状況から第1種農地と判断しますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため問題ありません。施設の概要は、申請人の居宅1棟の新築です。居宅の建築面積は103.64㎡で必要最小限の面積の判断基準である建蔽率22%を超えており問題ありません。取水は南側の実家から上水道を引き込み、汚水は敷地内で集水し東側道路の集落排水管に放流します。雨水は東側の既設水路へ放流します。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。申請地のすぐ南に申請人の父名義の実家があり、住宅に挟まれた農地であることから今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は、東谷集落内の東谷公民館の南約100mの土地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は、申請人の所有する畑への進入路として利用するため二分の一の権利を残す申請です。残りの二分の一は議案第3号No.4にて譲渡します。申請人の住所は津市ですが申請地から道を挟んで北側に居宅があり、申請地の南側に畑を所有しています。その道は申請人の居宅の西にある居宅への進入路となっていますが狭いため拡張する必要があるのですが、譲渡してしまうと南にある申請人の畑に入れなくなってしまうため二分の一の権利を残すという申請です。取水はなく、排水は雨水のみで南側の既設水路へ放流します。資金計画については、残りの二分の一の権利を取得する請け人が負担するため、本申請人の負担はありません。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。住宅地内の狭小な農地で、今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。申請地は上野丸之内の旧伊賀市役所から北西へ700m程に位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第1種住居地域)が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は、令和3年から多肉植物栽培用のビニールハウスとその使用のために砂利敷き駐車場として利用していたことから顛末書を添付しての申請となっており、農地に戻すことも困難であるため今回の転用はやむを得ないと判断します。取水はなく、排水は雨水のみで既設水路へ放流する計画です。土地改良区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.4、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、伊賀市文化会館(さまざまホール)から西へ約200mに位置しています。第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。転用目的は、申請人の住宅用地です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水は浄水、排水は浄化槽処理します。雨水は既設の道路側溝に流します。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、長田地区、古山地区、上野地区、友生地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
門田委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
中原委員	No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
玉岡委員	No.3について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
大田委員	No.4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号について、一括して採決することにご異議ございませんか。

一 同	異議なし。
議 長	議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～10について、事務局は説明してください。
事務局	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。総会資料17ページをご覧ください。 No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は、名阪国道大内インターチェンジから南に400mに位置する、農業振興地域内農用地に当たります。施設の概要は、申請地の西に隣接する山林を砂利採取する予定であり、そのための進入路として利用する計画です。農地の切盛はせず、必要最小限の部分に鉄板を引く計画で198㎡の一部転用です。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透により処理します。砂利採取の申請中であることを確認しております。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。外に進入路がなく今回の転用はやむを得ないものと考えられます。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は、国道368号線名張街道バイパス沿いの菖蒲池地にある〇〇の北に隣接する土地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。譲受法人は平成30年に設立した、主に運送業を生業とする法人で、施設の概要は名張市に事務所を構える当該法人が、アクセスのよい申請地を中継地としてトラックの停車場に利用する計画です。農地の切盛はせず、出入口はアスファルト舗装をし、停車場は砂利敷にて利用します。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透により処理します。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。申請農地は荒廃地で、申請理由からも今回の転用はやむを得ないものと考えられます。
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。申請地は、東谷集落内の東谷公民館の南約100mの土地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は、譲受人の相続した住宅への進入路が狭いため拡幅する計画で二分の一の権利を取得する申請です。残りの二分の一は議案第2号No.2にて申請されています。申請人は申請地の西側の住宅を相続し、その進入路が狭いため拡幅する必要があるため二分の一の権利のみを取得する申請です。取水はなく、排水は雨水のみで南側の既設水路へ放流します。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。住宅地内の狭小な農地で、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。
事務局	No.4、詳細は議案書のとおりです。申請地は、東谷集落内の東谷公民館の南約100mの土地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は、譲受人の相続した住宅への進入路が狭いため拡幅する計画です。先の申請は二分の一ずつ分ける形でしたが、当該地は現所有者が利用する必要はないため、全部移転となります。取水はなく、排水は雨水のみで南側の既設水路へ放流します。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。住宅地内の狭小な農地で、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。

事務局	No.5、6、7について、一体利用となりますので併せて説明いたします。詳細は議案書のとおりです。施設の概要は、工場の東側にある山林原野を含めて里山公園として整備し、来客用の駐車場と学習棟及び倉庫と休憩所、屋外トイレを建設する計画です。申請地は、古山地区市民センターから南西へ約2キロメートルに位置し、〇〇株式会社伊賀工場の東に当たります。令和6年3月13日付で農振農用地区域内農用地の除外がされ、周囲の状況から第2種農地として判断します。申請地は、令和4年11月25日付で許可された工場の東側の里山公園(全体面積97,522㎡、農地部分18,058㎡)のさらに東に隣接し、第2期として拡張する計画です。今回の全体面積は山林等含めて99,581㎡です。申請法人は、消毒剤、洗浄剤、医薬品、食料品等の製造および販売をすることを目的として、昭和34年2月3日に設立された法人です。当法人は自然環境保護について積極的で、海外でも保護活動を行っています。長年耕作されてこなかった農地で自然生えの樹木が生育している中、現況の地形を生かしつつ里山公園を整備しそれに伴う来客者用駐車場(25台分)および屋外トイレ、学習・展示施設、倉庫・休憩室を設置する内容となっています。里山公園部分については現状の地形を利用し、学習棟、駐車場、屋外トイレ等の部分については整地のみ行います。取水は東に隣接する自社工場前の伊賀市上水道本管から口径25mmにて取水し、〇〇私有地に約700mの給水管埋設を行い、申請地の受水槽まで送水します。雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに国道368号線に敷設済みの埋設管に放流します。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。他法令については、伊賀市の適正な土地利用に関する条例に基づく手続きがなされており、都市計画法第29条の開発行為申請が必要であることを協議済みです。事業計画については、隣接土地所有者には説明を行い、了承を得ております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請法人が責任を持って解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しております。
事務局	No.8、詳細は議案書のとおりです。申請地は、花垣地区市民センターより北へ700mに位置する土地で、令和6年3月13日付で農振農用地区域内農用地の除外がされ、都市計画区域内、農業振興地域内農用地区域外の第1種農地です。第1種農地について、既存施設の面積613,142㎡の二分之一を超えない範囲の拡張であり、問題はございません。申請法人は、昭和55年に設立された法人で、伊賀市および京都府木津川市を中心に産業廃棄物の収集、運搬及び処理処分業等を行っております。本案件は令和4年5月25日に3年間の一時転用として許可された、農地全体面積7,352㎡の内一部4,971.78㎡について、規模を拡大し、永久転用とする内容です。一時転用の内容は、〇〇株式会社が管理型最終処分場建設に伴い、既存の資材置場である土砂の盛土部分を拡張する必要があるため、当該農地を隔てて東側の山林に土砂を180万㎡移設するにあたり、1日に10トンダンプで平均1,000台分のピストン運送が必要となり危険が伴うことから、地元の要望により地上高8メートルのベルトコンベアを設置し上空より土砂を移設する計画でした。その後、ベルトコンベアは撤去して農地に復旧し、移設した土砂を管理型最終処分場で使用する際運搬にはトラック運送を計画していましたが、1日当たり100台を超える見込みとなり、騒音や粉塵、道路の破損等を勘案し、また住民からの交通安全面の憂慮を鑑みて、このコンベアを反転して利用する計画となりました。かつ、資材置場として追加で敷地が必要となったため、前回は4,971.78㎡の一部転用でしたが、今回は農地全体面積7,352㎡全部を永久転用する計画となります。事業計画の内訳につきましては、ベルトコンベア設備橋脚基礎部分5基で102.92㎡は変わらず、休憩所4棟51.84㎡、備品倉庫5棟15㎡、駐車場20台分230㎡、通路部分411㎡、資材置場511.50㎡、メンテナンス用作業場6,029.74㎡です。取水はなく、排水は雨水のみで、敷地内に沈砂池を3か所(10m×10m、6m×6m、4m×3.5m)、表流水を既設水路へ放流する計画となっています。資金計画につきましては、残高証明書が添付されており、必要な資金が確保できていることを確認しています。他法令につきましては、森林法、三重県砂防指定地等管理条例、三重県土砂条例等に基づく手続きがされております。事業計画については、隣接土地所有者には説明を行い、了承を得ております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請法人が責任を持って解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しております。なお、一時転用であったため、本来原状回復をもって完了となるところですが、安全面を考量した結果で地区からの要望もあり、本施設は必要なものと認められ、いったん解体し再度組みなおすとなると莫大な費用が掛かり、かつ原状回復したとしても農地として活用する見込みもなく合理性を著しく欠くことを鑑み、原状回復はせずに永久転用への変更もやむを得ないと判断します。

事務局	No.9、詳細は議案書のとおりです。申請地は枅川公民館から北東へ250m程に位置し、地番〇〇番、〇〇番の畑2筆は土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地となりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから転用に問題はなく、また、地番〇〇番ほか2筆は周囲を宅地及び雑種地、山林で囲まれた10ha未満の小規模な農地の一団にある基盤整備されていない農地であることから、第2種農地と判断します。申請地は、空き家となっている譲渡人の住宅を売買しようとしたところ、一体利用している建物敷地の一部が農地であることが判明したことから、顛末書を添付しての申請となっており、農地に戻すことも困難であるため今回の転用はやむを得ないと判断します。現況での売買のため土地の造成は無く、取水は上水道を利用し、汚水・雑排水は敷地内で集水し合併浄化槽を介して既設水路へ放流、雨水も既設水路へ放流する計画です。土地改良区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.10、詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀支所から北東へ700m程に位置し、周囲を宅地及び山林、雑種地で囲まれた10ha未満の小規模な農地の一団にある基盤整備されていない農地であることから、第2種農地と判断します。申請法人の株式会社〇〇は、介護保険法による居宅や介護予防サービス事業等を業務として、令和3年6月に設立された法人です。当法人の代表は、柘植町に住んでいることから、新たな活動拠点として、申請地の隣接地にある宅地を利用してデイサービス事業の営業を開始するにあたり、施設利用者及び関係者、従業員の駐車場が必要となることから申請されたものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。土地造成は整地のうえ碎石舗装し、取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済であり、周辺の農地に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、花之木地区、古山地区、花垣地区、神戸地区、西柘植地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
門田委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
中原委員	No.2から8について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
木下委員	No.9について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
田中委員	No.10について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
門口委員	No.5について、里山公園とは具体的にどういったものですか？
事務局	申請地は長年耕作放棄されていた農地で、自然生えの樹木などが育成し道の形状もないわからない状態でしたが、現状の地形を生かしつつそれらをきれいに整備し自然を生かした公園となる予定です。
門口委員	公園部分の転用後の地目が山林となっていますが、そうなのですか？
事務局	代表的な地目として山林としています。地目認定は法務局になりますので、転用完了後の登記地目は、実際のところわかりません。
議 長	ご意見ありませんか。ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～10について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.1～10について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～10は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。

議 長	続きまして、議案第3号No.11～20について、事務局は説明してください。
事務局	No.11、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀市立上野北小学校から南に200mに位置する農地で、周囲は基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。申請地の周辺は住宅に囲まれているため、今回の転用はやむをえないものと考えられます。土地造成は整地のみで、工事期間は令和6年6月30日までの予定です。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透します。地元地区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.12、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、三田地区市民センターから東に1kmに位置する農地で、周囲は基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。近隣にある譲受人の関連する会社の従業員駐車場として利用する予定で、申請地は宅地・河川で囲まれているため、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事期間は令和6年6月30日までの予定です。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び北側水路へ放流します。地元地区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.13からNo.14は、譲渡人・譲受人が同一で申請地が近隣ですので併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は三田地区市民センターから北東へ800mから900mほどに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地は基盤整備されていない不整形な農地であることから、太陽光発電施設として活用するというので、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和6年5月末日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透する計画です。太陽光パネルを合計で336枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。地元地区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.15、申請内容は総会資料のとおりです。申請地は、城東中学校から南へ約1kmに位置している農用地区内農地です。今回の一時転用は、3月総会で許可されました砂利採取の進入路、及び土砂置場として利用する計画です。工期は許可日から1年間です。土地造成は整地のみで進入路部分のみ鉄板を置きます。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.16、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、三重交通山出バス停から南へ約300mに位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。転用目的は、申請人の資材置場と侵入路です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透させます。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.17、申請内容は議案書のとおりです。寺脇地区の集議所から北東へ約30mに位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。転用目的は、申請人のカーポートと庭園です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透させます。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.18、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、下川原のバス停留所から北へ約200mに位置しています。周囲を宅地、田で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。転用目的は、宅地です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水は上水道、排水は浄化槽処理、雨水は自然浸透させます。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.19、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、名阪国道中瀬ICから西へ約400mに位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。転用目的は、申請人の農業用倉庫と駐車場です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで既設排水路に放流します。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。なお、本日担当地区の農業委員は欠席されていますが、現地立会時に特に問題はない旨のご意見を頂戴しております。
事務局	No.20、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、伊賀市文化会館から西へ約200mに位置しています。第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。転用目的は、申請人の住宅用地です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水は上水道、排水は浄化槽処理します。雨水は既設水路に放流します。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、新居地区、三田地区、府中地区、猪田地区、阿保・上津地区、中瀬地区、友生地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
森田委員	No.11から14について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
高田委員	No.15について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
川口委員	No.16について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
折戸委員	No.17、18について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
大田委員	No.20について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.11～20について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.11～20について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.11～20は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。事務局は説明してください。
事務局	19ページをご覧ください。議案第4号「非農地証明下付願について」ご説明します。No.1、申請内容は総会資料のとおりです。申請地は、下川原のバス停留所から北へ約200mに位置しています。5条申請の隣接地です。周囲を宅地、田で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。当該農地は、平成11年頃から宅地として利用されており、農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。

事務局	No.2、申請内容は総会資料のとおりです。申請地は、西明寺公民館の東側に隣接しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。当該農地は、昭和46年頃から宅地として利用されており、農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。なお、本日担当地区の農業委員は欠席されていますが、現地立会時に特に問題はない旨のご意見を頂戴しております。
議長	只今の説明に関連して、上津地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
折戸委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明下付願について」は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局は説明してください。
事務局	総会資料20ページをご覧ください。議案第5号「農用地利用集積計画について」説明します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定が、新規設定27件、再設定35件で、田104筆、畑9筆。計画面積は合計188,525㎡です。 No.245、246、〇〇さんにつきましては、4月3日に新規営農面接審査会を行い新規就農者として認められました。借人は〇〇市出身で、工場に囲まれた環境で育ち、高校生の時に自然に関わる仕事につきたいとの思いが芽生え、〇〇大学農学部に入学し、卒業後三重農業大学校に1年間通ったあと、県の「農業次世代人材投資資金(準備型)」の交付を受けつつ農業法人で2年間修業したのち、今回の農地取得に至りました。農作業は本人が主に行い、妻が事務作業を行います。補助として父も従事する予定です。農機具は現在、トラクターと管理機、トラックを購入済みで、名張市に保管しています。今後はフレールモアや刈払機、ビニールハウスなど必要に応じて購入予定です。作付けは小松菜、ホウレンソウ、春菊、トマト、ズッキーニ、玉ねぎを予定しています。現在当該地にてすでに耕作をしており、今後も効率よく作業できると認められます。 総会資料45ページ、46ページをご覧ください。整理番号270、271です。借り手である株式会社〇〇は、伊賀市で耕作面積がないことから、4月3日に新規営農面接審査を行いました。株式会社〇〇は、野菜の小売りを主な事業として昭和53年に設立された〇〇が、自社で野菜を栽培するために平成21年に設立した法人です。法人の構成員のうち、農業に常時従事している者が株主の有する議決権の過半を占め、また、常時従事者である構成員が取締役の数の過半を占めており、農地所有適格法人としての要件を満たしていることから、新規営農面接審査において農業従事者として認められたところです。これまで株式会社〇〇は、大阪で果樹、鹿児島でトマト、いちごなどを栽培しており、山畑の農業従事者である〇〇氏と縁があったことから、5年前から〇〇氏とともに伊賀で白ねぎの栽培に取り組みを始めたとのことです。今回、〇〇氏が株式会社〇〇の役員となったことから、中心となって伊賀で白ねぎを栽培することになったものであり、いずれの対象農地も効率的に利用することが認められます。

	(利用権全体説明)
	以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
一 同	意見なし
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議 長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。ここで10分間の休憩と致します。
議 長	定刻になりましたので、会議を再開します。3の情報交換会ですが、本日が6回目になります。本日は、12番 田中委員(西柘植)と、13番 池町委員(壬生野)にお話しいただきます。お話しいただく内容は、広く農業・農村について、地域の実情や普段思っておられることをお話しいただければと思います。お話しいただく時間は10分以内、その後委員の皆様で20分以内で意見交換できればと思います。それでは、田中委員よろしくをお願いします。
田中委員	スピーチ
議 長	田中委員のお話が終わりました。質問や意見のある方はおっしゃってください。挙手していただき議長が指名するかたちでお願いします。意見交換なので事務局から質問いただいても構いません。
各委員 田中委員	質疑・意見交換
議 長	ご意見ご質問が尽きたようなので、田中委員の意見交換を終了します。田中委員、ありがとうございました。続きまして、池町委員よろしくをお願いします。
池町委員	スピーチ
議 長	池町委員のお話が終わりました。質問や意見のある方はおっしゃってください。挙手していただき議長が指名するかたちでお願いします。意見交換なので事務局から質問いただいても構いません。
各委員 池町委員	質疑・意見交換
議 長	ご意見ご質問が尽きたようなので、池町委員の意見交換を終了します。池町委員、ありがとうございました。これで、今月の情報交換会を終了します。来月は、14番の私と、15番 福地委員にお願いいたします。
議 長	この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議 長	よろしいですか。続きまして、事務局から事務連絡はありますか。

事務局	令和6年度の地区担当について、事務局より報告いたします。お手元の「令和6年度地区担当表」をご欄ください。令和6年度4月1日付で伊賀市の人事異動があり、当事務局についても異動がございました。事務局長及び次長で地区担当(案)を作成しまして、今月3日(水)に開催されました役員会にお諮りし、ご承認をいただいたところです。基本的には、異動した職員が担当していた地区について、新たな担当を配置しております。昨年度から引き続き同じ担当者である地区も多いとは思いますが、心機一転頑張りますので、今後ともよろしくお願いいたします。また、重複いたしますが、次回の情報交換会のスピーチは、14番、島ヶ原地区の坂本委員、15番、河合・丸柱地区の福地委員を予定していますので、ご準備をお願いいたします。
議 長	他にございませんか。 次回の総会は、5月10日(金)午後1時30分から、伊賀市役所2階202・203会議室で開催いたします。 以上をもちまして、伊賀市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 6年 5月10日

会長

坂本 榮二

⑨

議事録署名者

喜多 正展

⑨

議事録署名者

西口 育男

⑨